

## H21, H22 上野村橋梁点検 調査結果

調査結果および対策工(1)

調査部位	調査結果					対策区分判定						
	損傷評価			対策区分	状況写真	損傷概要及び損傷原因の推定	緊急対応,速やかに補修することが望ましい		早急な補修は必要ないが将来的に行うのが望ましい		現状維持(経過観察)	
	損傷種類	H21	H22				補修工法	備考	補修工法	備考	補修工法	備考
興和橋	上部工	主桁 他鋼部材	腐食	e	C			・塗替え塗装工				
			防食機能の劣化	e	C							
藤沢橋	路上	舗装 床版	舗装ひびわれ	e	C					・舗装打換え工 ・床版防水工		
			漏水	d	S2							
乙父橋	上部工	床版	床版ひびわれ	e	C			・床版防水工 ・ひびわれ対策工				
			漏水・遊離石灰	e	C							
	主桁	ひびわれ	e	C			・ひびわれ対策工					
		漏水・遊離石灰	e	C			・ひびわれ対策工					
	下部工	基礎	洗掘	e	C			・根固め工				

損傷評価および対策区分は、「橋梁点検要領(案)平成16年(国土交通省)付録-1 損傷評価基準」および「群馬県橋梁点検要領(案)【改訂版】平成23年1月(県土整備部)」に準拠し評価している。

対策区分

- E1 : 橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
- E2 : その他(第三者被害等についての観点から)、緊急対応の必要がある
- C : 速やかに補修等を行う必要がある
- S1 : 損傷が著しく、健全度に直接問題になる損傷であり、早急に詳細調査を行った上で補修を行う必要がある
- S2 : 追跡調査(簡易点検・定期点検)により、損傷の進展を確認した上で、補修の要否検討を行う
- M : 維持工事に対応する必要がある
- B : 状況に応じて補修を行う必要がある
- A : 損傷が軽微で補修を行う必要がない

調査結果および対策工(2)

調査部位	調査結果					対策区分判定							
	損傷評価			対策区分	状況写真	損傷概要及び損傷原因の推定	緊急対応,速やかに補修することが望ましい		早急な補修は必要ないが将来的に行うのが望ましい		現状維持(経過観察)		
	損傷種類	2007	2011				補修工法	備考	補修工法	備考	補修工法	備考	
野栗橋	上部工	主桁	ひびわれ	e		C			・ひびわれ対策工				
			漏水・遊離石灰	e		C			・床版防水工 ・ひびわれ対策工				
	下部工	基礎	洗掘	e		C			・根固め工				
小春橋	上部工	主桁 他鋼部材	腐食	e		C			・塗替え塗装工				
			防食機能の劣化	e		C							
	下部工	基礎	洗掘	e		C			・根固め工				
弁天橋	上部工	床版	漏水・遊離石灰	e		C			・床版防水工 ・ひびわれ対策工				
			腐食	e		C			・塗替え塗装工				
	主桁 他鋼部材	防食機能の劣化	e		C								

損傷評価および対策区分は、「橋梁点検要領(案)平成16年(国土交通省)付録-1 損傷評価基準」および「群馬県橋梁点検要領(案)【改訂版】平成23年1月(県土整備部)」に準拠し評価している。

対策区分

- E1 : 橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
- E2 : その他(第三者被害等についての観点から)、緊急対応の必要がある
- C : 速やかに補修等を行う必要がある
- S1 : 損傷が著しく、健全度に直接問題になる損傷であり、早急に詳細調査を行った上で補修を行う必要がある
- S2 : 追跡調査(簡易点検・定期点検)により、損傷の進展を確認した上で、補修の要否検討を行う
- M : 維持工事に対応する必要がある
- B : 状況に応じて補修を行う必要がある
- A : 損傷が軽微で補修を行う必要がない

調査結果および対策工(3)

調査部位		調査結果					対策区分判定								
		損傷評価			対策区分	状況写真	損傷概要及び損傷原因の推定	緊急対応,速やかに補修することが望ましい		早急な補修は必要ないが将来的に行うのが望ましい		現状維持(経過観察)			
		損傷種類	2007	2011				補修工法	備考	補修工法	備考	補修工法	備考		
三岐橋	上部工	床版	床版ひびわれ	e		C			・床版防水工 ・ひびわれ対策工						
			主桁 他鋼部材	腐食	e		C			・塗替え塗装工					
	防食機能の劣化	e			C										
	所の沢橋(フリヤド)	上部工	床版	床版ひびわれ		e	C			・床版防水工 ・ひびわれ対策工					
主桁 他鋼部材				腐食		e	C			・塗替え塗装工					
		防食機能の劣化		e	C										
下部工		橋台	はく離		d	S2					・断面修復工				
	腐食			e	C					・塗替え塗装工					
向屋橋	上部工	床版	鉄筋露出		e	C			・断面修復工						
			主桁 他鋼部材	腐食		e	C			・塗替え塗装工					
	遊間の異常			e	C										

損傷評価および対策区分は、「橋梁点検要領(案)平成16年(国土交通省)付録-1 損傷評価基準」および「群馬県橋梁点検要領(案)【改訂版】平成23年1月(県土整備部)」に準拠し評価している。

対策区分

- E1 : 橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
- E2 : その他(第三者被害等についての観点から)、緊急対応の必要がある
- C : 速やかに補修等を行う必要がある
- S1 : 損傷が著しく、健全度に直接問題になる損傷であり、早急に詳細調査を行った上で補修を行う必要がある
- S2 : 追跡調査(簡易点検・定期点検)により、損傷の進展を確認した上で、補修の可否検討を行う
- M : 維持工事で対応する必要がある
- B : 状況に応じて補修を行う必要がある
- A : 損傷が軽微で補修を行う必要がない

調査結果および対策工(4)

調査部位	調査結果					対策区分判定											
	損傷評価			対策区分	状況写真	損傷概要及び損傷原因の推定	緊急対応,速やかに補修することが望ましい		早急な補修は必要ないが将来的に行うのが望ましい		現状維持(経過観察)						
	損傷種類	2007	2011				補修工法	備考	補修工法	備考	補修工法	備考					
八幡橋	上部工	床版	床版ひびわれ		e	C			・床版防水工 ・ひびわれ対策工								
			主桁	ひびわれ		e	C			・ひびわれ対策工							
琴平橋	上部工	床版	鉄筋露出		e	C			・断面修復工								
			主桁 他鋼部材	腐食		e	C			・塗替え塗装工 ・対傾構補強							
				変形		e	C										
	主桁 (Co部材)	ひびわれ		e	C			・断面修復工 ・ひびわれ対策工									
		鉄筋露出		e	C												
	下部工	橋脚	はく離・鉄筋露出		e	C			・断面修復工 ・ひびわれ対策工								
ひびわれ				e	C												
榎原1号橋	上部工	床版	はく離・鉄筋露出		e	C			・床版防水工 ・断面修復工 ・ひびわれ対策工								
			ひびわれ		e	C											
			漏水・遊離石灰		e	C											
	主桁 他鋼部材	腐食		e	C			・塗替え塗装工									
防食機能の劣化			e	C													
下部工	橋台	ひびわれ		e	C			・ひびわれ対策工									

損傷評価および対策区分は、「橋梁点検要領(案)平成16年(国土交通省)付録-1 損傷評価基準」および「群馬県橋梁点検要領(案)【改訂版】平成23年1月(県土整備部)」に準拠し評価している。

対策区分

- E1 : 橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
- E2 : その他(第三者被害等についての観点から)、緊急対応の必要がある
- C : 速やかに補修等を行う必要がある
- S1 : 損傷が著しく、健全度に直接問題になる損傷であり、早急に詳細調査を行った上で補修を行う必要がある
- S2 : 追跡調査(簡易点検・定期点検)により、損傷の進展を確認した上で、補修の要否検討を行う
- M : 維持工事で対応する必要がある
- B : 状況に応じて補修を行う必要がある
- A : 損傷が軽微で補修を行う必要がない

調査結果および対策工（5）

調査部位		調査結果					対策区分判定									
		損傷評価			対策区分	状況写真	損傷概要及び損傷原因の推定	緊急対応,速やかに補修することが望ましい		早急な補修は必要ないが将来的に行うのが望ましい		現状維持(経過観察)				
		損傷種類	2007	2011				補修工法	備考	補修工法	備考	補修工法	備考			
日影平橋	路上	防護柵	変形		e	M										
			ひびわれ		c	S2										
			漏水		e	C										
	伸縮装置															

損傷評価および対策区分は、「橋梁点検要領（案）平成16年（国土交通省）付録-1 損傷評価基準」および「群馬県橋梁点検要領（案）【改訂版】平成23年1月（県土整備部）」に準拠し評価している。

対策区分

- E1 : 橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
- E2 : その他（第三者被害等についての観点から）、緊急対応の必要がある
- C : 速やかに補修等を行う必要がある
- S1 : 損傷が著しく、健全度に直接問題になる損傷であり、早急に詳細調査を行った上で補修を行う必要がある
- S2 : 追跡調査（簡易点検・定期点検）により、損傷の進展を確認した上で、補修の要否検討を行う
- M : 維持工事に対応する必要がある
- B : 状況に応じて補修を行う必要がある
- A : 損傷が軽微で補修を行う必要がない













